宮古島市農林水産部農村整備課（新庁舎３階　0980―79―7812）
宮古島市西原地区公民館（0980―72―1732）
(2)　期間　令和７年７月15日から令和７年８月27日まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く）
(3)　時間　午前９時から午後５時まで
6　この公告及び縦覧に関する問い合わせ先
(1)　沖縄県農林水産部農地農村整備課（沖縄県庁10階　098―866―2285）
(2)　沖縄県農林水産部宮古農林水産振興センター　農林水産整備課（宮古合同庁舎４階　0980―72―2365）

県営畑地帯総合整備事業西原地区に係る環境影響評価事後調査報告書の縦覧について

沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号。以下「条例」という。）第36条の規定により、環境影響評価事後調査報告書を作成したので、条例第38条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年７月15日

沖縄県知事　玉城　康裕

1　事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
(1)　名称　沖縄県
(2)　代表者の氏名　沖縄県知事　玉城　康裕
(3)　主たる事務所の所在地　沖縄県那覇市泉崎１丁目２番２号
2　対象事業の名称、種類及び規模
(1)　名称　県営畑地帯総合整備事業　西原地区
(2)　種類　農用地の造成及び改良の事業
(3)　規模　206.5ヘクタール
3　対象事業が実施されるべき区域
宮古島市平良字西原
4　事後調査の実施期間
令和６年４月から令和７年３月まで
5　事後調査報告書の縦覧場所、期間及び時間
(1)　場所　沖縄県農林水産部農地農村整備課（沖縄県庁10階　098―866―2285）
沖縄県農林水産部宮古農林振興センター農林水産整備課（宮古合同庁舎４階0980―72―2365）

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十七年一月二十日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月十五日

北海道富良野市緑町一三番一一号
連絡先　北海道旭川市七条通八丁目三八番地六―三丸伸ビル二階　藤村法律事務所
藤原建設工業株式会社
代表清算人　藤村　慎一

解散公告

当社は、令和七年六月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月十五日

札幌市白石区菊水六条二丁目六番三〇号
有限会社道農測量センター
清算人　久保田昭夫

解散公告

当法人は、令和七年五月十七日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月十五日

北海道恵庭市漁町二一さかえ会館内
特定非営利活動法人恵庭市手をつなぐ育成会
清算人　髙橋　友春

解散公告

当社は、令和七年五月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月十五日

青森県おつ市大字田名部字斗南岡三二番地九七
有限会社エムシステムサービス
代表清算人　村中　健司

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月十五日

青森県八戸市白銀一丁目六番地九
有限会社阿部商店
清算人　阿部　和子

解散公告

当法人は、令和七年六月七日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月十五日

福島県双葉郡川内村大字上川内字町分二一一番地
特定非営利活動法人川内村ＮＰＯ協働センター
清算人　松尾　道夫